



# 山形県公報

令和6年12月27日(金)  
第566号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) …1231
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) …1232
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …同
- 同……………(同) …同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) …1233

### 議 会 関 係

#### 規 則

- 山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県議会議事規則の一部を改正する規則……………1234

#### 告 示

- 山形県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程……………同

### 教 育 委 員 会 関 係

#### 訓 令

- 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………1235
- 山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令……………同

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

## 告 示

### 山形県告示第874号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地           |
|-----------------------|----------------|-------------------------|
| 天童市                   | 1者             | 天童市大字藤内新田字松原2079番2ほか76筆 |

|     |    |                          |
|-----|----|--------------------------|
| 山辺町 | 1者 | 東村山郡山辺町上沢45番ほか2筆         |
| 鶴岡市 | 1者 | 鶴岡市田川字八沢74番              |
| 三川町 | 5者 | 東田川郡三川町大字横山字向荒田9番ほか20筆   |
| 庄内町 | 8者 | 東田川郡庄内町小出新田字西割258番ほか156筆 |

- 2 認可年月日  
令和6年12月12日

**山形県告示第875号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和6年12月27日から令和7年1月10日まで縦覧に供する。

令和6年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長     |
|----------------------------------------|------|-------------------|---------|
| 西置賜郡小国町大字百子沢字後山川前90番1から<br>同 大坪188番1まで | 旧    | 43.4メートル<br>} 5.9 | 120メートル |
| 同 上                                    | 新    | 32.3メートル<br>} 8.2 | 同 上     |

**山形県告示第876号**

次の開発行為は、完了した。

令和6年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和6年6月26日 指令村総建第147号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市四ツ家一丁目1349番4、1350番2、1355番、1356番2、2112番30、1349番4先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ

**山形県告示第877号**

次の開発行為は、完了した。

令和6年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和6年10月3日 指令村総建第210号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字大塚字大塚69番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡山辺町大字大塚61番地5 黒沼 剛、黒沼 愛美

**山形県告示第878号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和6年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名       | 売りさばき所の所在地       |       | 承認年月日       |
|----------------------------|------------------|-------|-------------|
|                            | 変 更 前            | 変 更 後 |             |
| 株式会社荘内銀行<br>取締役頭取<br>松田 正彦 | 新庄市栄町6番1号        | 同 左   | 令和 6. 9. 27 |
|                            | 最上郡最上町大字向町605番5  | 同 左   |             |
|                            | 鶴岡市本町一丁目9番7号     | 同 左   |             |
|                            | 酒田市本町一丁目2番52号    | 同 左   |             |
|                            | 飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地 |       |             |

**議 会 関 係**

**規 則**

山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

山形県議会議長 森 田 廣

**山形県議会規則第3号**

**山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則**

山形県議会傍聴規則（昭和50年3月県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第11条第1項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第12条中「、静粛を旨とし」を削り、同条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 静粛にすること。
- 第12条第3号を次のように改める。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第12条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第5号とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

山形県議会議長 森 田 廣

#### 山形県議会規則第4号

##### 山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出産」を「出産（配偶者の出産を含む。）」に、「介護」を「介護、看護」に改める。

第97条中「議場」を「議場及び傍聴席」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

山形県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月27日

山形県議会議長 森 田 廣

#### 山形県議会告示第5号

##### 山形県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

山形県議会委員会傍聴規程（平成27年1月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第5条第1項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事」を「委員会」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第6条中「、静粛を旨とし」を削り、同条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第5号とする。

##### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教育委員会関係

### 訓 令

#### 山形県教育委員会訓令第8号

県立学校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広樹

#### 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「直ちに」を「直ちに勤務管理システム（職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により自ら出勤を申告しなければならない。ただし、勤務管理システムを使用できない職員にあっては、」に改める。

第8条第1項中「（職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削る。

#### 附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

#### 山形県教育委員会訓令第9号

局 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広樹

#### 山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公文書管理規程（令和2年4月県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「（教育長に委任された事項に係るものについては、「山形県教育委員会教育長」）」を削る。

第58条の表中「（教育長に委任された事項に係るものについては「山形県教育委員会教育長訓令」）」を削る。

#### 附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第14号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月27日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

#### 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の6中「6,300円」を「6,500円」に、「3,150円」を「3,250円」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

令和6年12月27日印刷  
令和6年12月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県